

## ナーシングビラ向陽台デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 MCL が開設するナーシングビラ向陽台デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業及び指定介護予防通所型サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所型サービス（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法の趣旨に沿って、要介護状態の利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望、その置かれている状況、環境等に応じ、利用者の選択と同意に基づき、達成すべき目標を定めると共に、目標達成のための計画を設定し、計画的な介護サービスの提供を行うことで、利用者の心身機能の改善、意欲の向上、生活の質の向上を目指し、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、地域との関係にも配慮し、地域と共にある事業所づくりにより、効果ある事業の実現に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ナーシングビラ向陽台デイサービスセンター
- ② 所在地 北海道千歳市柏陽3丁目17番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 生活相談員 サービス提供時間数に応じて1名以上配置  
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。
- ③ 介護員 単位ごとに、専従で常時1名以上配置  
介護員は、計画に基づく介護サービスの提供に当たる。
- ④ 看護師 1名以上配置

看護師は、計画に基づく利用者の看護、健康管理に当たる。

⑤ 機能訓練指導員 1名以上配置

機能訓練指導員は、計画に基づく利用者の機能訓練に当たる。

⑥ 事務職員 0名

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の実施単位は1単位とし、営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(但し、12月30日から1月3日を除く)

② 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

③ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 18名

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、千歳市全域とする。

(事業の内容及び利用料等)

第8条 介護サービスの内容は次のとおりとし、介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その割合の額とする。

①生活相談、生活指導、機能訓練指導

②送迎、入浴、食事その他必要な介護

2 食費は570円、おやつ代は200円を1回当たりに徴収する。

3 口腔ケア用品として、物品を用意した場合は、歯ブラシ代100円、歯間ブラシ代20円を徴収する。

4 教材費として教科書を購入した場合は、教科書代1,500円(税別)を徴収する。

5 前二項、三項、四項に定める外、利用者の希望による余暇材料費を提供する費用並びに利用者の希望する特別行事、行楽にかかる費用については、実費を徴収する。

6 前五項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第11条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第13条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 管理者は、次の事項に配慮し、災害防止及び利用者の安全確保に努めるものとする。

①電気、ガス、ボイラー等の設備備品の定期的点検並びに消防設備、消火器その他避難等に必要とする防災に関する備品、設備を常に整備点検しておくものとする。

②非常災害に対処するため、平常時より消防機関と連絡を密にして、避難、救出及び消火等に関する訓練を定期的実施するものとする。

③事業所が肢体不自由者等利用の現状に鑑み、非常災害時における消防機関等への通報体制の確立のほか、避難体制の確立のため、同一建物内にある関係事業所職員の協力を求めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び指定通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域との連携等)

第16条 事業所は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(運営推進会議)

第17条 事業所は適正な運営の確保とサービスの質の向上を図るために運営推進会議を設置する

2 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は事業

所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者等とする。

3 運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、従業者の質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回の他必要と認めたとき

2 事業所は、従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

附 則 この規程は、令和3年12月15日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月15日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。